

## 訪問看護ステーション おんぶ運営規程

### (事業の目的)

第1条 株式会社hahacocoが開設する訪問看護ステーション おんぶ(以下「事業所」)が行う指定訪問看護事業(以下「事業」)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師・保健師・准看護師(以下「看護師等」)が、医療保険の指定訪問看護、若しくは、要介護又は要支援の状態にある高齢者(以下「利用者」)に、介護保険の訪問看護を適正に提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業の提供に当たっては、事業所の看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる援助を行うものとする。

また、利用者の身体的・精神的状況のアセスメントを行い、その有する能力に応じ、利用者および利用者家族が自ら問題を解決できるように、そして、利用者家族が問題解決の支援ができるように必要な援助・指導と心のケアを行いつつ自立に導きます。

上記の他、主治医をはじめ、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1) 名称 訪問看護ステーション おんぶ
- 2) 所在地 三島市幸原町2丁目10-21

### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 1) 管理者 1名  
管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2) 看護職員 保健師、看護師又は准看護師 常勤換算方法で2.5名以上  
訪問看護計画書及び報告書を作成し(准看護師を除く)、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる援助を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1) 営業日 : 月曜日から金曜日までとする。  
ただし、国民の祝日、年末年始及びお盆(年間カレンダーにより変動)を除く。
- 2) 営業時間: 8時00分から18時00分までとする。  
ただし、営業時間外でも利用者の希望がある場合は相談の後、サービス提供可能な体制をとる。

### (訪問看護の提供方法)

第6条 本事業の運営を行うに当たっては、主治医の訪問看護指示書(以下「指示書」)に基づく適切な訪問看護の提供を行うものとする。なお、居宅サービス計画が作成されている場合は、その居宅サービス計画等の内容に沿って訪問看護計画を作成し、適切な訪問看護の提供を行うものとする。

- 2) 訪問看護を提供するに当たり、本事業所の看護師等によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によっては行わないものとする。
- 3) 感染症や非常災害時の発生時においては、本事業を継続的に実施するため、及び、非常時の体制の早期業務再開を図るために、次の措置を講ずるものとする。
  - 1) 業務継続計画の策定
  - 2) 研修・訓練の実施

3) 必要に応じて業務継続計画の見直し、変更

第7条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- 1) 病状・障害の観察
- 2) 病状・障害の状況のアセスメント
- 3) 身体の状況・精神的状況の観察とアセスメント
- 4) 医師の指示および2)3)に基づいた必要な生活および育児などの支援および指導
- 5) 医師の指示および2)3)に基づいた必要な栄養支援および指導
- 6) 利用者の心のケア
- 7) 利用者家族への利用者の生活支援方法および育児支援方法の提案
- 8) 清潔の保持、食事および排泄等療養生活の支援
- 9) 床ずれの予防・処置
- 10) リハビリテーション
- 11) 認知症患者の看護
- 12) 療養生活や介護方法の指導
- 13) カテーテル等の管理
- 14) その他医師の指示による医療処置およびケア

(利用料等)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の負担割合を乗じた額とする。

医療保険による事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、加入している健康保険証に記載の負担割合を乗じた額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費については、実費相当額を利用者から受けるものとする。ただし、車を使用した場合は、距離数に関わらず、一律500円を別途請求いたします。

医療保険によるサービスを通常の実施地域内及び実施地域外で受けた場合、車を使用した場合はステーションより利用者宅までの距離が片道15km以内のは1ヶ月1100円、片道15km以上は1ヶ月2200円、交通機関を利用した場合は実費相当額をいただきます。車使用時、やむを得ず有料駐車場を使用した際の代金は利用者の負担となります。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、三島市・沼津市・長泉町・清水町・函南町・裾野市・御殿場市・小山町とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者はサービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び利用者の家族等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業者は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。採用後、希望者に対しての研修を随時行うこととする。

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業者は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含めるものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社hahacocoと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日より施行する  
この規定は令和5年6月1日より一部変更し施行する